

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (Ⅲ_第3編_3.1.2_放射性管理)

変更前	変更後	変更理由									
<p>3.1.2 放射線管理</p> <p>3.1.2.1 概要</p> <p>3.1.2.2 基本方針</p> <p>3.1.2.3 発電所における放射線管理</p> <p>(1)管理対象区域, 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域</p> <p>(中略)</p> <p>(2)管理対象区域内の管理</p> <p>(中略)</p> <p>③ 管理対象区域全体にわたって放射線のレベルに応じた保護衣類や放射線防護具類を着用させる。今後, 必要の都度管理対象区域内を除染し, 表面汚染密度を下げしていく。なお, 管理対象区域内において全面マスク着用を不要とするエリアは以下の条件に合致する場合に設定する。構内に設置したダストモニタ (モニタリングポスト付近に設置したダストモニタは除く) で全面マスク着用を不要とするエリアの空气中放射性物質濃度を監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全面マスク着用を不要とするエリアの空气中放射性物質濃度を測定し, マスク着用基準を下回っていること。<u>ただし, 作業による放射性物質の舞い上がりを考慮し, 全面マスク着用を不要とするエリアで作業する場合は, 念のため使い捨て式防塵マスクを着用すること。</u> <u>除染電離則等のマスク基準を参考に, 全面マスク着用を不要とするエリア内にあつては, 高濃度粉塵作業は全面 (半面) マスク着用, それ以外の作業は使い捨て式防塵マスク着用の2区分とする (地表面の土砂の放射能濃度の基準を下回る場合は, サージカルマスクも使用可)。</u> 原子炉格納容器ガス管理設備による未臨界監視を行い, 不測の事態が生じた場合には, 全面マスク着用を指示するため, 一斉放送が聞こえる場所か PHS による連絡が可能な場所であること。 <p>(以下, 省略)</p>	<p>3.1.2 放射線管理</p> <p>3.1.2.1 概要</p> <p>3.1.2.2 基本方針</p> <p>3.1.2.3 発電所における放射線管理</p> <p>(1)管理対象区域, 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域</p> <p>(中略)</p> <p>(2)管理対象区域内の管理</p> <p>(中略)</p> <p>③ 管理対象区域全体にわたって放射線のレベルに応じた保護衣類や放射線防護具類を着用させる。今後, 必要の都度管理対象区域内を除染し, 表面汚染密度を下げしていく。なお, 管理対象区域内において全面マスク着用を不要とするエリアは以下の条件に合致する場合に設定する。構内に設置したダストモニタ (モニタリングポスト付近に設置したダストモニタは除く) で全面マスク着用を不要とするエリアの空气中放射性物質濃度を監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全面マスク着用を不要とするエリアの空气中放射性物質濃度を測定し, マスク着用基準を下回っていること。 全面マスク着用を不要とするエリア内の<u>マスク着用基準は表3.1-1の通りとする。</u> <p style="text-align: center;"><u>表3.1-1 全面マスク着用を不要とするエリア内のマスク着用基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1299 1192 2504 1432"> <thead> <tr> <th></th> <th>1~4号機周辺防護区域内</th> <th>1~4号機周辺防護区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ダストが舞いあがる作業</u></td> <td><u>全面マスク</u></td> <td><u>使い捨て式防塵マスク</u></td> </tr> <tr> <td><u>ダストが舞いあがる作業以外の作業</u></td> <td><u>使い捨て式防塵マスク</u></td> <td><u>使い捨て式防塵マスク 着用不要</u></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器ガス管理設備による未臨界監視を行い, 不測の事態が生じた場合には, 全面マスク着用を指示するため, 一斉放送が聞こえる場所か PHS による連絡が可能な場所であること。 <p>(以下, 省略)</p>		1~4号機周辺防護区域内	1~4号機周辺防護区域外	<u>ダストが舞いあがる作業</u>	<u>全面マスク</u>	<u>使い捨て式防塵マスク</u>	<u>ダストが舞いあがる作業以外の作業</u>	<u>使い捨て式防塵マスク</u>	<u>使い捨て式防塵マスク 着用不要</u>	<p>保護具着用基準見直しに伴うマスク着用基準の変更</p>
	1~4号機周辺防護区域内	1~4号機周辺防護区域外									
<u>ダストが舞いあがる作業</u>	<u>全面マスク</u>	<u>使い捨て式防塵マスク</u>									
<u>ダストが舞いあがる作業以外の作業</u>	<u>使い捨て式防塵マスク</u>	<u>使い捨て式防塵マスク 着用不要</u>									